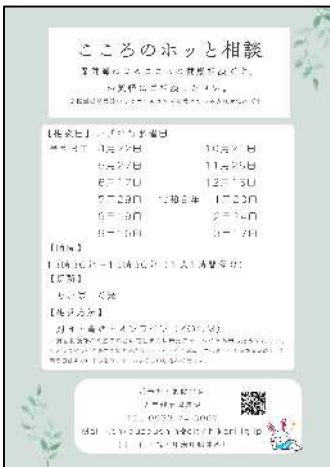


令和 8 年度光市自殺対策事業について（健康増進課）

	事業名	事業内容
1	自殺対策協議会 【継続】	第 2 次光市自殺対策計画を要に、各事業の進捗状況等の協議を行うため、年 1 回開催予定。
2	ゲートキーパー研修 【継続】	地域で悩んでいる人に気づき、見守り、必要な支援につなぐゲートキーパー（命の門番）研修を新入庁職員に行う。市民に対しては、出前講座等で職員が講師となって研修を随時実施する。
3	こころのホッと相談 【継続】	保健師及び公認心理師によるこころの健康相談を月 1 回、対面又はオンラインで実施する。長期休業明け前後にこどもの自殺リスクが高まることから、小中学生向けのチラシを作成し、市内小中学校を通じて配布。  
4	こころの健康チェック事業 【継続】	携帯電話やスマートフォン等からセルフメンタルヘルスチェックができ、相談窓口情報が得られる「こころの体温計」をホームページにおいて実施する。
5	啓発事業 【継続】	・こころの健康・困りごと相談窓口、「睡眠キャンペーン」によるかかりつけ医の睡眠相談、計画の概要等の情報をまとめた「光市自殺対策計画【概要版】」を市内関係機関へ配布し啓発強化を図る。 ・「こころのホッと相談」のチラシを、市内保育園・幼稚園、小中学校、各地区健康教室や市内関係機関等へ配布し啓発を図る。 ・「こころの相談カード」を市内関係機関や企業等に配布し、設置することにより、普及啓発を図る。 ・3月の自殺対策強化月間に、図書館と協働し、こころの健康に関する本の展示を行う。
6	ひきこもり支援事業 【新規】	各部署での相談・情報提供があった際には適切な関係機関へ共有及び繋ぐことで、市民が相談したいときに安心して相談できる相談支援体制を構築する。国の示す「ひきこもりステーション事業」として、（1）相談支援（2）居場所づくり（3）地域のネットワークづくり、の3事業を実施する。 （1）相談支援：健康増進課が総合相談窓口と周知を図り、随時相談に応じる。 （2）居場所づくり：毎月 1 回、あいぱーく光にて当事者や家族等が集える場を設置。 （3）ネットワークづくり：関係事業所職員・社会福祉協議会・光市役所職員・民生委員を対象とした支援体制づくりの研修会を実施。